

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その4)

令和3年(2021年)

目 次

議案第 135 号 鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について ……	5
---	---

議案第 135 号

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年） 2 月 16 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に虐待の防止のための措置に係る規定等を追加するほか、暴力団等の排除について規定するものである。

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第24号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準(第80条—第82条)」を
「第4節 運営に関する基準(第80条—第82条)
第10章 雑則(第83条)」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条中「とする」を「であって、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないものとする」に改める。

第48条の2第3項第1号中「委員会」を「委員会の会議(テレビ電話装置その他の装置を活用して行うものを含む。)」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第83条 指定事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定され、又は想定される行為については、書面に代えて、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定される行為（第11条及び第55条に規定するものを除く。）については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第38条）」を「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第5章 雑則（第39条）」

（第38条）に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条中「である者」を「であって、鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないもの」に改める。

第34条の2第3項第1号中「委員会」を「委員会の会議（テレビ電話装置その他の装置を活用して行うものを含む。）」に改める。

第38条第2項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 省令第85条において準用する省令第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第39条 指定事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定され、又は想定される行為については、書面に代えて、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定される行為(第11条に規定するものを除く。)については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 鎌倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年3月条例第55号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条)」を

「第6章 雑則(第33条の2)」

第7章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条)」に改める。

第3条中「である者」を「であって、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないもの」に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、

必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の会議（テレビ電話装置その他の装置（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条中「提示」を「掲示」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止のための措置)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の会議(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条中「読み替える」を「、前条第1項中「第10条」とあるのは「次条において準用する第10条」と、「次項」とあるのは「次条において準用する次項」と読み替える」に改める。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第33条の2 指定介護予防支援事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定され、又は想定される行為(第10条に規定するものを除く。)については、書面に代えて、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ

る記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定される行為(第7条第1項に規定するものを除く。)については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 鎌倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年3月条例第62号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)」を「第5章 雑則(第32条の2)」に改める。

第6章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)」

第3条中「とする」を「であって、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないものとする」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項中「(以下「介護支援専門員」という。)」を削る。

第6条第2項中「第140条の66第1号イ」を「第140条の66第1号イ(3)」に改め、「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合その他のやむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「こと」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業

所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の会議（テレビ電話装置その他の装置

(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止のための措置)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の会議(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条中「読み替える」を「、前条第1項中「第10条」とあるのは「次条において準用する第10条」と、「次項」とあるのは「次条において準用する次項」と読み替える」に改める。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第32条の2 指定居宅介護支援事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識すること

ができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定され、又は想定される行為(第10条に規定するものを除く。)については、書面に代えて、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定される行為(第7条第1項に規定するものを除く。)については、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

付則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「第140条の66第1号イ」を「第140条の66第1号イ(3)」に改め、「除く。」の次に「次項において「特例介護支援専門員」という。」を、「管理者」の次に「(次項において「管理者」という。)」を加え、付則に次の2項を加える。

- 3 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日において法第46条第1項の指定を受けている者の当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所であって、同日における管理者が特例介護支援専門員であるものについては、第6条第2項の規定にかかわらず、同日における管理者である特例介護支援専門員を引き続き管理者とすることができる。
- 4 前2項の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「第6条第2項」とあるのは「第33条において準用する第6条第2項」と、付則第2項中「第6条第1項」とあるのは「第33条において準用する第6条第1項」と、前項中「法第46条第1項の指定を受けている者の当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所」とあるのは「基準該当居宅介護支援の事業を行っている事業所」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「地域密着型サービス基準条例」という。)第5条の改正規定、第

2条中鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第4条の改正規定、第3条中鎌倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「介護予防支援等基準条例」という。）第3条の改正規定並びに第4条中鎌倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「居宅介護支援等基準条例」という。）第3条、第5条第1項及び付則第2項の改正規定並びに付則に2項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（虐待の防止のための措置に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）における第1条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例第3条第3項、第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例第3条第3項、第3条の規定による改正後の介護予防支援等基準条例（以下「新介護予防支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第29条の2（新介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに第4条の規定による改正後の居宅介護支援等基準条例（以下「新居宅介護支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（新居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

3 経過措置期間における新介護予防支援等基準条例第20条（新介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）及び新居宅介護支援等基準条例第21条（新居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「第6号に掲げる事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（同号に掲げる事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

4 経過措置期間における新介護予防支援等基準条例第21条の2（新介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）及び新居宅介護支援等基準条例第22条の2（新居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努める

ものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 5 経過措置期間における新介護予防支援等基準条例第23条の2（新介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）及び新居宅介護支援等基準条例第24条の2（新居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。